

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四条第二項及び第七条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条各号中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第二十七条第一項中「三十分」を「十五分」に改める。

第二十八条第一項中「二十時間」を「十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「三十分」を「十五分」に改め、同条第四項中「二十時間」を「十八時間四十五分」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

**第三条** 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十時間」を「十八時間四十五分」に、「三十分」を「十五分」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

**第四条** 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十時間」を「十八時間四十五分」に、「三十分」を「十五分」

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、次項並びに附則第四項、第六項、第八項及び第十項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「新育児休業条例」という。)第十二条に定めるところによる地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、育児休業法第十条第三項の規定による承認又は育児休業法第十一条第二項において準用する育児休業法第十条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、育児休業法第十条第二項又は第十一条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例(以下「旧育児休業条例」という。)第十二条に定めるところによる育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事委員会規則で定める内容の新育児休業条例第十二条に定めるところによる育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

4 施行日以後において新育児休業条例第二十七条に定めるところによる育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業又は新育児休業条例第二十八条第一項に規定する一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをするため、育児休業法第十九条第一項の規定による承認、新育児休業条例第二十八条第一項の規定による承認又は新育児休業条例第三十条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、人事委員会規則で定めるところにより、施行日前においても、育児休業法第十九条第一項又は新育児休業条例第二十八条第一項若しくは第三十条第三項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

5 この条例の施行の際現に旧育児休業条例第二十七条に定めるところによる育児休業

法第十九条第一項に規定する部分休業又は旧育児休業条例第二十八条第一項に規定する一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業等」という。）をしている職員に係る当該部分休業等の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該部分休業等の期間の末日までの間において任命権者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）をいう。）が当該部分休業等の時間の範囲内で当該職員の意見を聴き定める内容の新育児休業条例第二十七条に定めるところによる育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業又は新育児休業条例第二十八条第一項に規定する一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをすることの承認があつたものとみなす。（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 施行日以後において第三条の規定による改正後の職員の修学部分休業に関する条例（「新修学部分休業条例」という。）第二条第一項に定めるところによる地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）をするため、同項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

7 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の職員の修学部分休業に関する条例第二条第一項に定めるところによる修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が当該修学部分休業の時間の範囲内で当該職員の意見を聴き定める内容の新修学部分休業条例第二条第一項に定めるところによる修学部分休業をすることの承認があつたものとみなす。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日以後において第四条の規定による改正後の職員の高齢者部分休業に関する条例（「新高齢者部分休業条例」という。）第二条第一項に定めるところによる地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をするため、同項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

9 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第一項に定めるところによる高齢者部分休業をしている職員に係る当該高齢者部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該高齢者部分休業の時間の範囲内で当該職員の意見を聴き定める内容の新高齢者部分休業条例第二条第一項に定めるところによる高齢者部分休業をすることの承認があつたものとみなす。

(人事委員会規則への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

11 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

12 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。